

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成30年度第4四半期）
投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	30年度(あ)第46号
申立ての概要	説明不十分で購入・解約させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入、解約した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から、勧誘を受け、言われるがまま本件商品を購入した。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。 ・ 私は、本件商品の基準価額の値下がり気になったので、B銀行担当者に解約すべきか相談したところ、B銀行担当者から解約を止められ、保有し続けた方が良いと思いついてしまった。 ・ その後、B銀行担当者の勧めに従い、本件商品を解約した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。 ・ 当行担当者が、本件商品の購入、解約を促した事実はなく、またAさんが希望する本件商品の解約を妨げた事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成30年11月21日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品の解約を相談した際、Aさんに本件商品の基準価額が回復するかのような誤解を生じさせた懸念があり、その対応が十分であったか疑問が残ることを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	・平成31年1月30日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------

事案番号	30年度(あ)第55号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、元本保証があり金利の良い商品であるとの説明を受けたことから、購入するに至った。 ・私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はなかった。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんへ本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面等により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本割れリスク等についても説明をしており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成30年11月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品内容についての説明及びAさんの保有金融資産の確認が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成31年2月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	30年度(あ)第62号
申立ての概要	不適切な説明で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品に損失が発生した場合には補てんするから安心してほしいと勧誘され、本件商品を購入するに至った。 ・私は、本件商品購入以前に、他の金融機関でリスク商品を購入した経験があり、常識的には金融機関が損失補てんを行うことはないと思っていたが、B銀行担当者の

	<p>発言を信じてしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行担当者から損失補てんの発言がなければ本件商品を購入することはなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っているが、本件商品の勧誘時に、本件商品に損失が発生した場合には、当行担当者が個人的に責任をもって保証するという趣旨の発言をしており、本件商品の勧誘に不適切な点があったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年 12 月 10 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の勧誘が不適切であったこと等を指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 31 年3月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	30年度(あ)第64号
申立ての概要	不適切な対応で解約が遅れた投資信託に係る損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行担当者が、投資信託の相続・解約手続について誤った説明をしたことが原因で、相続・解約手続が遅れたことにより生じた、解約金の損失分の補てんを求める。 ・ 私は、亡父の保有していた投資信託の相続・解約手続をするため、B銀行担当者に当該手続に必要な書類を確認し、求められた書類を提出した。 ・ 書類の提出後、当初説明を受けていた手続完了予定日を経過しても、B銀行担当者から連絡がなかったため、問い合わせたところ、B銀行担当者が私に説明した必要書類だけでは当該手続が進められないことが判明した。 ・ その後、不足していた書類を提出し、本件商品を解約したところ、当初説明を受けていた手続完了予定日に解約できていた場合の解約金よりも実際の解約金の額が少なかった。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者がAさんに対して、本件商品の相続・解約手続に必要な書類について

(B銀行)の見解	<p>誤った説明をしたことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、不足していた書類について、速やかに連絡・徴求すべきであったにもかかわらず、その対応が遅れたことも認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成30年12月3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の相続・解約手続に係る対応に不手際があったことを指摘した。 その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 平成31年2月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	30年度(あ)第65号
申立ての概要	不適切な対応で解約させられた投資信託に係る元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> B銀行で購入し、解約した投資信託に係る元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 私は、B銀行担当者から、本件商品を勧誘され、元本割れリスク等について理解したうえで、購入するに至った。 私は、本件商品購入以前に、投資信託を購入した経験がある。 私は、B銀行担当者から、本件商品を今解約すると利益が出るという説明を受け、解約するに至ったが、B銀行担当者の不適切な対応により、解約の約定日はずれ込み、損失を被った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Aさんへ本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面等により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認し、本件商品の内容や元本割れリスク等についても説明をしており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 本件商品の解約に際しても、当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、試算はあくまで直近の数値によるもので約定日のものではないと説明し、確認を得ており、説明内容に問題はなかったものと判断している。 当行担当者が、市場休業に伴う本件商品の解約受付不可日を失念したため、解約の約定日はずれ込んだことについては認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成30年12月7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の解約に係る対応が十分であったとはいえないことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成31年2月26日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	30年度(あ)第73号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はあった。 ・ 本件商品の購入原資の一部には、私の夫の預金が含まれている。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容について一通りの説明を受けたが、元本割れリスクについて十分理解できなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから、保有していた本件外外貨預金に代わる運用商品の相談を受け、本件商品を勧誘したところ、購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成31年1月30日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成31年1月31日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第74号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はあった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件商品の購入原資の一部には、私の息子の預金が含まれている。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容について一通りの説明を受けたが、元本割れリスクについて十分理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから、保有していた本件外外貨預金に代わる運用商品の相談を受け、本件商品を勧誘したところ、購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成31年1月30日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成31年1月31日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第75号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はあった。 ・ 私は、本件商品について、本件商品が投資信託であることすら理解しておらず、姉C及び姉Dと一緒に購入しただけである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんの姉であるCさんから、保有していた本件外外貨預金に代わる運用商品の相談を受け、本件商品を勧誘したところ、購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Cさんを通じての聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんらに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行った際、Aさんの反応が乏しかったことから、Cさん及びDさんに対して、Aさんに本件商品を販売することについて問題ないか尋ねたところ、問題ないとの回答であった。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成31年1月30

	<p>日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、事情聴取時、Aさんに対し質問を行ったところ、Aさんの反応が、内容を理解したようなものではなく、また、自らの言葉で回答できなかったことから、Aさんに十分な判断能力がなく、あっせんを行うのに適当ではない事実が認められると判断し、あっせん手続を打ち切った。
--	--

事案番号	30年度(あ)第78号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 私は、本件商品購入以前に、他の金融機関においてリスク商品を購入した経験があったが、当該金融機関の担当者の助言どおりに購入したものであり、投資に係る知識は乏しかった。 私は、B銀行担当者から、本件商品の商品内容や元本割れリスクについて資料を用いての具体的な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成31年1月11日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、B銀行に対して、投資経験の乏しい申立人に対し、熟慮期間を設けることなく、多額の単一商品を、同商品を紹介した当日に販売した点について、より配慮すべきであったこと等を指摘した。 その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 平成31年3月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	30年度(あ)第79号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品は元本割れしない商品であると説明を受け、購入するに至った。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面等により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成31年1月31日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第98号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から、元本割れリスクのない商品であるとの勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験がなく、投資に係る知識は乏しかった。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の商品内容及び元本割れリスクについて資料を用いて説明を受けたとしても、十分理解できていなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面等により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 31 年2月 22 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第112号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん) の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から、定期預金よりもよい商品であるとの説明を受け、元本割れリスクがない商品と認識したことから、本件商品を購入した。 ・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託を購入した経験はあるが、知識は乏しかった。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の商品内容や元本割れリスクについて十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 31 年3月7 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第117号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)

<p>申立人(Aさん) の 申 立 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から、投資信託の購入が条件とされている優遇金利が適用される定期預金の作成プランとともに、本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品の購入経験がなく、B銀行担当者を信用して購入した。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の商品内容、元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。
<p>相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんからペイオフ対策等、資産運用の相談を受け、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
<p>あ っ せ ん 手 続 の 結 果</p>	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 31 年3月 14 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成 31 年3月 28 日付けであっせん手続を打ち切った。

以 上